

Editorial

今月号の特集について

西塚 至

東京都福祉保健局

インクルーシブな社会の実現を

「医療的ケア児」は、全国に2万人以上いると推計され、この10年余りで2倍に増加しました。背景には、医療の進歩によって、難病を抱えて生まれても助かる命が増えたことがあると指摘されています。一方、こうした現状に医療、福祉、教育の制度が追いついておらず、その結果、親が子育てを全て抱え込む状況が続いています。

こうした「医療的ケア児」やその家族を支援しようと国会が動き、2021年6月11日の参議院本会議で「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下、医療的ケア児支援法）が可決成立。同年9月18日に施行されました。

法律では「医療的ケア児」や家族が住んでいる場所にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念とし、国や地方自治体による支援を「責務」として明記しています。

医療的ケア児が保健、医療、福祉その他の各分野の支援を受けることで健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止することで、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現を目指し、母子保健担当部署をはじめとする保健センターならびに保健所も医療的ケア児のニーズを受け止め、これを踏まえた対応が求められています。

本号では、医療的ケア児の支援に詳しい専門家にご執筆いただきました。参議院議員の自見はなこ先生には「特別寄稿」として、医療的ケア児支援法制定の背景、経緯、目的などを解説していただきました。元厚生労働省専門官の田中真衣先生には、地方公共団体の法的責務、こども家庭庁の流れ、母子保健への期待について、小児在宅医療の第一人者である前田浩利先生には医療的ケア児の医療支援、地域移行について、元筑波大学教授の下山直人先生には医療的ケア児の教育上の課題について、それぞれ解説いただきました。このほか、NHKアナウンサーから福祉の道へ転身した内多勝康先生に、医療的ケア児と家族を支える福祉の道へ転身したエピソードを通じてインクルーシブ社会に向けた課題について、市立豊中病院小児科部長から豊中市保健所長へ転身した松岡太郎先生に、医療的ケア児とその家族への保健所の関わりについて、自身の経験を交えて紹介いただきました。

どのような家庭に生まれようと、どのような状態で生まれようとも、「子ども」として尊い命を育むことができるインクルーシブな社会の実現はわが国にとって喫緊の課題です。課題を直視し、それぞれの立場からリーダーシップを発揮していただくよう読者各位に期待します。